静岡県立ふじのくに国際高等学校 生徒心得

Ⅰ 生活のきまり

- (1) 生活の心得
 - ア 基本的な生活習慣を確立する。
 - イ 授業を大切にし、主体的・協働的に学業に励む。
 - ウ 皆が安心でき、充実した学校生活を営むために、それぞれが学校・社会の秩序やルールを守る。
 - エ 自他の生命を尊重し、健康で安全な生活を心掛ける。
 - オ 多様な在り方を尊重し、お互いを認め合う雰囲気の醸成に努める。
 - カ 日頃の言動に責任を持ち、他人に迷惑をかけない。

(2) 校内生活

- ア 時間を厳守し、あいさつの励行に努める。
- イ 日頃の言動・行動に自己責任を持ち、他人には絶対に迷惑をかけない。
- ウ 公共物を大切にし、校内美化に努める。
- エ 私物・貴重品は自己の責任において管理する。
- オ 校内での飲食は、原則として許可された教室、生徒ホール、中庭を使用する。
- カ 学校の敷地内及び周辺は全面禁煙である。
- キ 自転車通学・学割等の諸届は定められた様式を提出し、許可を得る。
- ク 原則として私服を着用する。ただし、社会的マナーに著しく反する場合は、その服装 の適性について指導することがある。

(3) 通学・交通関係

- ア 通学は原則として徒歩、自転車、又は公共の交通機関を利用する。
- イ 通学に自転車を利用する者は、自転車通学願を提出し、自転車に本校のステッカー を貼る。
- ウ 自転車は指定された場所に駐輪する。
- エ 自転車は年度ごとに手続きをする。その際、TSマークによる整備確認をする。
- オ 自転車通学者は、必ず保険に加入すること。
- カ 二輪車、自動車による通学は原則として禁止する(原動機付自転車については別に定める)。身体的障害、又は就業(アルバイトを除く)のため、やむを得ない場合は、校長の許可を得た上で通学を許可する場合がある。その場合は「自動車等による通学許可願」を提出する。
- キ 原動機付自転車による通学を希望する場合は、HR 担任を通じて生徒支援課に申し出る。許可条件については別に定める。
- ク 運転免許取得は、保護者等及び生徒本人の自己責任において行う。
- ケ 交通事故や交通違反があった場合は、直ちに警察・学校・保護者等に連絡する。

(4) 校外生活

- ア ふじのくに国際高校の生徒としての自覚を持ち、地域社会の模範となるように行動 する。また、外出・交遊等の際は保護者等の承諾の上、法律やルールを守り行動する。
- イ 交通ルールやマナーを守り、交通安全に努める。また、騒音や通行の妨げなど、反社 会的行為や迷惑行為は厳に慎み、地域住民の理解・信頼を得られるように努める。
- ウアルバイトは保護者等同意のうえ、所定の届を提出する。

2 校内生活における具体的な取決め

- (I) 身分証明書(ID カード)
 - ア 生徒は身分証明書(ID カード)を常に携行する。身分証明書の提示を求められたら、速やかに提示する。
 - イ 紛失した生徒は再交付を受けること。その際の費用は自己負担とする。
 - ウ 身分証明書の有効期限は入学から3年間とする。
 - エ 転学、退学等する場合は身分証明書を返納する。

(2) 個人ロッカーの使用

個人ロッカーの使用については別にロッカー使用心得、ロッカー使用規定を定める。

(3) 貸出用ロッカーの使用

- ア 貸出用ロッカーは生徒ホールに設置されている。生徒は校内での持ち運びができない荷物を所持している場合などに利用する。数に限りがあるので所有物は基本的に自分で持ち運ぶこと。
- イ 利用を希望する生徒は職員室で原則としてHR担任に申し出て、貸出記録簿に貸出 日時を記入したうえで、ロッカーの鍵を受け取る。
- ウ ロッカーの鍵はその日のうちに返却する。理由があって日をまたいで利用する場合 は、生徒支援課職員に申し出る。
- エ 鍵を紛失した生徒は、生徒支援課職員に申し出て、紛失届を提出する。紛失した生徒 は鍵取換えにかかった費用を支払う。

(4) 生徒ホールの利用

- ア 生徒ホールは、多くの生徒が利用し、外部の方も通行する公共の場である。すべての 生徒が落ち着いて過ごすことができ、外部の方にも心地よく利用していただけるよう に、一人一人が責任ある行動を心掛ける。
- イ 不潔な服装や不衛生な行為はしない。
- ウ 売店や自動販売機等で購入したものを飲食しても良いが、清潔に利用する。利用後は、自分で出したゴミは自分で片付け、テーブル、イスを元の状態に戻す。
- エ 携帯電話・スマートフォン等で音楽を流したり、大声で雑談したりしない。
- オ 授業に関する活動や課外活動等で時間を指定して利用したい場合は、事前に生徒支援課職員に申し出る。

- カ 2階に設置されている個人ブースについては、複数人で占拠したり、長時間にわたって使用したりすることはしない。
- キ 利用方法については、各年度に | 回以上、生徒代表と検討する機会を設ける。

(5) 食事場所

- ア 生徒の食事場所は、原則として許可された教室、生徒ホール、中庭を使用する。利用 後は、自分で出したゴミは自分で片付け、机、イスを元の状態に戻す。
- イ 食事場所については各年度に | 回以上、生徒代表と検討する機会を設ける。

(6) 携帯電話・スマートフォンの利用

学校生活におけるスマートフォン等の利用については別にガイドラインを定める。

(7) 電源の利用

- ア 原則として学校施設の電源を許可なく利用することは禁止する。必要の際は教員の許可を得て利用する。
- イ 生徒ホールのカウンターにある電源についても、原則として使用しない。教育活動で 使用したい場合は、教員の許可を得て利用する。
- ウ 一人一台端末は毎日持ち帰り、家庭で充電してくる。校内での充電はできない。必要 な生徒はモバイルバッテリー等で対応する。

(8) 選挙運動・政治的活動

- ア 選挙運動ができるのは、満 | 8 歳以上である。たとえ手伝いであっても | 8 歳未満の 者は参加できない。(公職選挙法第 | 37 条の 2)
- イ 学校の教育活動(授業、生徒会活動、同好会等)の場や時間を利用した選挙活動や政 治的活動は全て禁止する。
- ウ 教育活動以外の場における校内での選挙運動や政治的活動については、円滑な学校 施設管理や生徒の学習活動への支障、学校の政治的中立性の確保への支障等が生じる 恐れがある場合には、制限又は禁止する。
- エ 放課後や休日等に学校外で行われる選挙運動や政治的活動への参加は、個人の判断 で行う。その際には公職選挙法に抵触しないように十分注意する。

3 諸願・届

諸願・届は定められた様式を用いて担任に提出し、決められた手続きをする。

(I) 願を必要とする場合

ア 退学願 イ 転学願 ウ 休学願

工 復学願 オ 留学願 カ 自転車通学許可願

キ 原動機付自転車通学許可願 ク 車両通学許可願

ケ 旅行許可願(学割証)

(2) 届を必要とする場合

ア 身上変更届 イ 就労・アルバイト届 ウ 遺失・紛失・盗難届

エ 交通事故報告届 オ 運転免許取得届 カ 施設設備等破損・紛失届

キ 海外旅行届

4 生活上の附則

(1) 常日頃から掲示物や掲示板(サイネージ)等に注意し、伝達事項や注意事項を確認する。

- (2) 授業のない時間は、授業の妨げにならない場所(生徒ホール等)で静かに待機する。
- (3) 携帯電話やパソコン等を利用してのメール・サイト等へのアクセスについては十分注意する。(相手に無断で画像・動画等を撮り、SNS上に掲載することは違法である。)
- (4) 校内での紛失物や拾得物などは、直ちに生徒支援課職員又は担任に届け出る。
- (5) 学校の許可なしに団体を組織したり、集会を催したり、文書を発行・掲示したり、又は 金品を集めたりしない。